

台東区ウィッグ購入費等助成事業に関するQ & A

項目	質問	回答
申請に関して	台東区に住民登録があった時期にウィッグを購入後、転出しました。申請できますか。	申請時点で台東区に住民登録がないと、対象になりません。
	申請をしたが、振り込みはいつになりますか。	申請のあった(書類が整った)月の翌月末以降を予定しています。
	がんの治療をこれから受ける予定だが、申請をすることは可能ですか。	いいえ。治療を行っている方若しくは、過去に行っていた方が対象となります。購入時期に関しては、治療を受ける前であっても対象となりますが、申請は治療後でないとできません。
	がんの治療は終了したが、申請はできますか。	がんの治療が終了した方であっても、治療に伴う脱毛等外見の変化がある方、補整具が必要な方は対象になります。
助成対象品について	商品購入時の消費税は対象になりますか。	はい。 消費税込みの金額で申請してください。
	インターネットで購入した場合の送料や振込手数料は対象となりますか。	いいえ。 対象品に定められている商品の価格のみが対象です。
	ケア用品は対象になりますか。	いいえ。 ウィッグのスタンド、日常的なケア用品(クリーナー、ブラシなど)は対象にはなりません。 補整具も同様に、乳房補整具のケースや日常的なケア用品は対象にはなりません。
	ウィッグは医療用に限られますか。	がんの治療に伴う脱毛によりウィッグを必要とすれば、医療用ウィッグに限りません。帽子付きのウィッグも同様です。
	クーポンやポイントを利用した場合、利用する前の金額を申請できますか。	いいえ。 実際に、支払った金額を購入額の欄に記入してください。(クーポンやポイントを使用した分は助成の対象にはなりません)
	ウィッグはすでに持っているため、装着用ネットだけ買い足したい場合対象になりますか。	基本的には対象外となります。やむを得ない場合に限りネットのみの申請も可能になります。
	ウィッグのヘアピース(部分かつら)は対象になりますか。	対象となります。

領収書について	<p>インターネットで購入し、クレジットカード決済をしたため、領収書がないのですがどうしたら良いですか。</p>	<p>まずは、領収書が発行できるか確認してください。必要事項は、「①宛名②購入日③購入金額④金額内訳(購入品名)⑤購入元の住所・名称」です。詳しくは、ご案内の「領収書 見本」をご覧ください。※領収証が発行できない場合は、区の担当までご相談ください。</p>
	<p>見本のような様式ではない領収書で申請は可能ですか。</p>	<p>はい。領収書の様式は問いません。ただし、案内の領収書見本にある必要事項全ての記載が必要です。</p>
	<p>領収書に収入印紙が貼られていないが、申請可能ですか。</p>	<p>以下の場合、収入印紙が不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入金額が50,000円未満の領収書 ・クレジットカード払いで購入した場合の領収書 <p>※ただし、領収書にクレジットカード払いであることの記載が必要です。これ以外は収入印紙が必要ですので、発行者へ依頼してください。</p>
がん治療の証明書類について	<p>治療を証明する書類として、どのような書類を提出すればいいですか。</p>	<p>【ウィッグ】 がん治療を行ったことが分かる(氏名、病名や抗がん剤などの記載がある)ものの写しを提出してください。脱毛の副作用がある抗がん剤の使用や治療が確認できる必要があります。</p> <p>例)説明・同意文書、診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳など</p> <p>【乳房補整具】 乳房切除などの手術をしたことがわかる(氏名、病名や乳房に対する外科的治療等の記載がある)ものの写しを提出してください。</p> <p>例)外科的治療の説明・同意書、診療明細書、治療方針計画書など</p> <p>【弾性着衣】 リンパ浮腫の原因となるリンパ節切除や放射線療法などを受けたことがわかる書類</p>
	<p>ウィッグの申請のため、お薬手帳の写しを提出する場合、どのページをコピーすればいいですか。</p>	<p>氏名、抗がん剤の処方日、処方薬が分かるページをコピーしてください。脱毛の副作用がある抗がん剤の処方の確認が必要ですので。</p>